# 社会 - 援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日(木)

福祉基盤課福祉人材確保対策室

# 目 次

重点事項				
第1	福祉・介護人材確保対策等について			
	1 福祉・介護人材確保対策の推進	1		
	2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について	9		
	3 都道府県における介護人材の需給推計について	9		
	4 介護福祉士資格について	10		
	5 その他の福祉・介護人材確保の推進	13		
第2	2 外国人介護人材の受入れについて			
	1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	17		
	2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与等について	18		
	3 技能実習制度への介護職種の追加について 4 介護福祉士国家試験に合格した技能実習生等への在留資格「介護」の付与につい て	19 20		
連終	<b>等事項</b>			
1	「介護離職ゼロ」に向けた介護人材の確保対策等について	21		
2	外国人介護人材の受入れについて	33		
参考	<b>6資料</b>			
	1 都道府県福祉人材センター事業実施状況	41		
	2 都道府県福祉人材センター・バンクにおけるハローワークとの連携状況	55		
	3 福利厚生センター関係資料	56		
	4 日本社会事業大学関係資料	60		
	5 中央福祉学院 平成30年度社会福祉研修実施計画	62		
	6 国立保健医療科学院において実施する研修(平成30年度(案))	64		

# 第1 福祉・介護人材確保対策等について

# 1 福祉・介護人材確保対策の推進

# ① 2020 年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスの基盤整備とともに、求められる介護サービスを提供するための人材の確保として、2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人(※)の介護人材の確保に取り組む必要がある。また、2025年には、約38万人(※)の需給ギャップが生じると推計されており、施策効果を検証しつつ、継続的な取組が必要である。

※ 今後、各都道府県において、第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み 量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしており、数字は変わりうる。

これまで、介護職員の処遇改善のほか、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入促進」、「離職防止・定着促進」の3つの視点で対策を進めているところであるが、景気が緩やかに回復していく中で、全産業の有効求人倍率がバブル期を超える高水準で推移しており、全産業的に人手不足感が強まっていることから、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指すべき姿については、平成27年2月の福祉人材確保専門委員会報告書で介護人材の構造転換(「まんじゅう型」から「富士山型」へ)を示しているところであるが、労働人口が減少する中で、必要な介護人材を確保していくには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進に重点的に取り組むことが必要である。

また、平成29年10月4日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」をとりまとめたところであり、まんじゅう型から富士山型への実現に向けた具体的な対応として、介護職のチームによるケアの推進に向けたリーダーの育成や今後求められる介護福祉士像に即した介護福祉士の養成に向けたカリキュラムの見直し、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入などに取り組んでいく必要がある。

このため、平成29年度第一次補正予算(案)や平成30年度予算(案)において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保をこれまで以上に推進するための必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用いただくとともに、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

# ② 介護福祉士修学資金等貸付制度の活用促進について

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成27年度補正予算及び平成28年度補正予算において再就職準備金の創設及び拡充を図り、各都道府県に事業の実施に係る貸付原資等を配分したところであるが、平成29年度補正予算においても、平成29年9月に在留資格「介護」が創設されたことに伴い、今後介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の増加が見込まれることから、こうした者が介護福祉士の資格を取得後、日本国内で高度人材として就労し、介護サービスの生産性の向上に寄与できるよう、その受入環境を早期に図りつつ、国内での介護人材の確保を加速化するため、介護福祉士修学資金等の貸付原資等の充実(約14億円)を図ることを盛り込んでいる。これに併せて、これまでに交付した貸付原資等を直近の実施要綱に基づき活用できることとする等を内容とした実施要綱の改正を行った。

厚生労働省では、今年度、リーフレットを作成してハローワークや関係団体を通じて貸付事業の周知を図ったところであるが、各都道府県におかれては、管内のハローワークや関係団体と適宜連携を図りつつ貸付事業の周知に努めていただくとともに、これまでに交付された貸付原資等を積極的に活用することにより、外国人留学生を含め国内の介護福祉士等の資格取得を目指す者や介護職に再就職しようとする者の支援に取り組んでいただきたい。

なお、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認めてほしいとの提案があったが、これまでも、平成29年度補正予算やそれ以前に交付した財源に係る各貸付事業への配分については実施主体の裁量により可能であるので改めてご承知いた

だきたい。また、これまでに交付した貸付原資等について、できる限り早期の執行が望ましいが、例えば、交付を受けてから3年を経過したとしても、引き続き、それ以降に当該貸付原資等を活用することは可能である。

# ③ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

# ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、平成 30 年度予算案においても、60 億円を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

平成 30 年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

# <介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業>

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

入門的研修の研修内容や研修時間数等については、様々な地域で取り組んでいただけるよう、今年度末を目途にお示しする予定である。なお、入門的研修の研修内容については、介護職員初任者研修等の既存の研修や来年度から創設・実施される生活援助従事者研修との一部研修科目の読み替えも可能となるよう検討している。

# <将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業>

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待 される若年世代への介護の専門性や意義を伝える取組や外国人留学生を確保 するための積極的なPR、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組とし て、外国人留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

# <介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業>

- 介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生を支援するため、介護施 設等による奨学金等の支給に係る経費の一部について助成する。
- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業

外国人留学生の受入を円滑に進めるため、留学を希望する者と介護福祉士養成施設あるいは介護施設等とをつなぐマッチング支援団体を事業実施主体として選定し、留学を希望する者からの情報収集や日本の介護福祉士養成施設等に関する情報提供、現地における合同説明会の開催などの実施に必要な経費に対して助成する。

# イ 地域の関係主体の協議の場 (プラットフォーム) の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCAサイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項を全国統一的に設定し、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいているところであるが、今後、平成29年度の目標の達成状況及び平成30年度の目標設定について報告をお願いする予定でいるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場(プラットフォーム)を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労

働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加 え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となっ て、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

# ウ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援している。

当該事業に取り組む都道府県は徐々に増えてきてはいるものの、多くの都道府 県では取り組まれていないことから、今後、都道府県で認証評価制度の導入を推 進し、人材育成等に積極的な事業所の横展開を図るため、認証評価制度の普及に 向けたガイドラインの策定を予定しているので、ご承知おき願いたい。

# エ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

平成29年10月4日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会においてとりまとめられた「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームのリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

現在、介護福祉士会において、厚生労働省の補助事業として中核的な役割を担 う介護福祉士の資質向上研修モデル事業を実施しており、介護職のチームのマネ ジメント力を高めていくためのモデル研修を行っている。当該研修については、 地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識 し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護 総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」 を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれたい。

また、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を活用することも可能であるので、職能団体等とも協力しつつ取り組まれたい。

# オ 多様な人材層に応じたマッチングの機能強化について

平成28年3月31日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県福祉人材センターの機能強化が図られたところであり、都道府県福祉人材センターでは、地方公共団体やハローワークなどの関係機関及び関係団体との連携に努めることとされている。

一方、ハローワークにおける人材確保支援の充実を図るため、介護分野などの 人手不足感が特に顕著な分野でのマッチング支援の強化として、「人材確保対策 コーナー」を拡充するとともに、関係機関との連携強化など、就職支援の取組を 強化することとしている。

ついては、都道府県福祉人材センターにおいて、関係機関等との連携を積極的に行いつつ、マッチング機能をさらに強化するため、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業」等を活用し、都道府県福祉人材センターにおける体制を強化いただくようお願いしたい。

#### ④ 被災地における福祉・介護人材の確保

福島県相双地域等(※)は、平成23年3月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域(相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、

飯舘村、葛尾村、川内村) 並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与(一定期間従事した場合に返還免除)や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求 人倍率を大きく上回っている状況が続いており、また、平成 28 年 6 月には葛尾村 及び川内村、7 月には南相馬市、平成 29 年 3 月 31 日には、飯舘村及び川俣町にお いて避難指示解除準備区域等の解除が行われたところであり、住民の帰還を進めて いく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

このため、平成 30 年度予算(案)においては、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付上限額の引き上げ(30万円→50万円)や貸付対象者の拡大を図るとともに、新たに全国の介護施設等からの応援職員に対する支援を行うなど、東日本大震災復興特別会計に2.0億円を計上し、取組の充実を図ることとしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

#### ⑤ 国による福祉・介護人材の確保に向けた取組

福祉・介護人材の確保にあたっては、主に地域医療介護総合確保基金等を活用し、 各都道府県において地域の実情に応じた取組を進めていただいている。

しかしながら、全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保はより厳しくなることが考えられることから、国においても、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の後押しを図るとともに、介護の魅力やICT・介護ロボットなどを導入した最新の介護現場をPRするなど、多様な人材の参入を促すための取組として、福祉・介護の体験型イベントや施策情報などの情報発信のためのプラットフォームの構築に取り組むこととしているので、ご承知おき願

いたい。

# ⑥ 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

平成24年4月より実施されている介護職員等による喀痰吸引等の実施については、引き続き、適切かつ安全な体制の中で実施されるよう、喀痰吸引等研修の実施、喀痰吸引等を行う事業所や登録研修機関の登録及び管理等について徹底されたい。

また、平成28年度からは、介護福祉士の業務として喀痰吸引等が位置付けられ、介護福祉士資格の指定登録機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した行為を登録することにより、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施することが可能となったが、平成28年度の介護福祉士国家試験合格者及び介護福祉士養成施設卒業者から、介護福祉士の養成課程で医療的ケア(喀痰吸引等)を学習することが必須となったため、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を実施する者が増加すると考えられる。

介護福祉士として喀痰吸引等を実施するためには、必ず実地研修を修了して登録することが必要となるが、介護事業所等において実地研修を行う場合や、実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、従来、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる場合の「登録特定行為事業者」の登録(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条)とは別に、「登録喀痰吸引等事業者」の登録(同法第48条の3)が必要となるので、ご了知の上、機会をとらえて登録特定行為事業者等に注意喚起を呼びかけるなど、適切な登録管理をお願いしたい。

また、都道府県が行う喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成が可能であり、2025年に向けた医療的ニーズに対応するため急務である、喀痰吸引等を実施することができる介護人材の養成推進のため、また、受講希望者の居住する都道府県において登録研修機関が少ないなどの理由により喀痰吸引等研修を受講できないため、他の都道府県に受講しに行かなければならないという声もあることから、喀痰吸引等研修の受

講を希望する者に対する研修機会の確保について、都道府県及び登録研修機関にお ける研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続きご尽力願いたい。

# 2 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、 平成29年4月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材セン ターに届け出るよう努力義務が課せられたところである。また、社会福祉事業等の経 営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せら れている。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築したところである。

当該届出システムにおいては、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっており、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

# 3 都道府県における介護人材の需給推計について

都道府県における介護人材の需給推計については、各市区町村で策定した第7期介 護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を基に、介護人材の需要と供給 について、推計し直す必要がある。

今後、都道府県で実施いただいた需給推計の最終推計値の提出をお願いすることとなるので、介護保険事業(支援)計画の担当者とよく連携しつつ、推計方法等について確認いただくとともに、前回と同様の方法で推計を行った場合でも、この間、制度改正や報酬改定等が行われていること等を踏まえ、推計結果が妥当かどうか等の確認・分析を行った上で、提出をお願いしたい。

なお、報告いただいた結果については、厚生労働省においてとりまとめの上、夏頃 を目途に公表する予定である。

また、介護保険事業支援計画に、当該推計結果とともに地域医療介護総合確保基金 等を活用した介護人材確保策を以下に留意の上、記載し、介護人材の確保に取り組ん でいただきたい。

# (留意点)

- ・ 需給推計の結果を踏まえ、PDCAサイクルを意識した中長期的な人材確保に 向けた取組を記載する。
- ・ 2025 年だけでなく、2020 年代初頭も視野に入れた人材確保策を記載する。

# 4 介護福祉士資格について

# ① 介護福祉士養成施設卒業者に係る国家試験の義務づけについて

介護人材の中核的な役割を期待される介護福祉士の資質の向上や社会的評価の向上を図る観点から、平成28年3月31日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」により、これまでは介護福祉士養成施設の卒業をもって介護福祉士となる資格を有することができたが、平成29年度以降の卒業者については、国家試験の受験資格を付与し、5年間をかけて試験義務づけを漸進的に導入することとした。

なお、その際、平成29年度卒から平成33年度卒までの養成施設卒業者(以下「経過措置対象者」という。)については、国家試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間(育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長10年間)は介護福祉士となる資格を有することができる経過措置を設けている。さらに、経過措置対象者は、卒業日の属する年度の翌年度4月1日から継続して介護業務に5年間(育児休業等をした場合は当該休業期間を加えて最長10年間のうち、当該休業期間を除いた期間)従事した場合、国家試験に合格しなくても経過措置期間経過後も引き続き介護福祉士となる資格を有することができることとしている。

# ② 3年間の実務経験により受験する場合の実務者研修の義務づけについて

# ア 実務者研修について

実務経験ルートにおける介護福祉士国家試験の受験資格については、従来からの要件である3年以上の実務経験に加え、平成28年度から、実務経験だけでは十分に修得できない体系的な知識・技術を修得するための実務者研修の修了が新たな要件として追加された。

この実務者研修の受講については、従前から、①受講時間の短縮(600→450 時間)、②既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③通信課程の活用等、働きながらでも研修を受講しやすいよう負担軽減策を実施しているほか、実務経験ルートから介護福祉士資格の取得を目指す受験者を支援するため、

- ・ 実務者研修の受講費用について、介護福祉士になった後2年間介護現場で従事した場合に返還を免除する受講費用の貸付事業(20万円を貸付。介護福祉士修学資金等貸付事業の内数)や、
- ・ 介護事業所等において、職員が実務者研修を受講する際の代替職員を雇い上 げる経費に対する補助(地域医療介護総合確保基金の内数)

などにより、実務者研修を受講しやすい環境整備を図っているところである。

こうした実務者研修の受講支援は、介護現場で働く介護人材のキャリアアップ を推進する観点から、更なる普及を図る必要があると考えており、介護現場のニーズも高い事業であると考えられるため、各都道府県におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

#### イ 実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が 実務経験証明書を入手することができない事例が発生している。このような事例 については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・ 試験センターにおいて、従前より、受験申込者から①施設(事業)種類、②職種、 ③従業期間、④業務従事日数が確認できる書類(閉鎖登録簿謄本、給与明細書、 雇用契約書、勤務表等)により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職(退職・事業者の廃業)時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要となる所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いしたい。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能となっているので、併せて周知をお願いしたい。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修 の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、 研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

# ③ 介護福祉士養成カリキュラムの見直しについて

介護福祉士の養成過程におけるカリキュラムについては、平成 27 年 2 月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書において、現行のカリキュラム改正を平成 29 年度を目途に行い、一定の周知期間を確保しつつ、順次導入を進め、教育内容の充実を図ることとされている。このため、今年度、同専門委員会において介護福祉士に求められる役割など介護人材が担う機能やキャリアパスのあり方について議論を行うとともに(平成 29 年 10 月報告書とりまとめ)、これを踏まえ、今年度中に同カリキュラムを見直し、関係法令及び通知の改正を行い、平成 30 年度の周知期間を経た後の平成 31 年度より 4 年制大学から順次施行していくこととしているので、ご承知おきいただきたい。平成 34 年度の介護福祉士試験から見直し後のカリキュラムを適用することとしており、修業年限に応じて適切に見直し後のカリキュラムが反映されるよう、管内の介護福祉士養成施設等への周知を図られたい。なお、社会福祉士の養成課程におけるカリキュラムについては、来年度に見直しを行う予定である。

#### ④ 福祉系高校の教員要件に係る経過措置について

福祉系高校の教員については、介護福祉士等の資格を取得後5年間の実務経験や

介護福祉士等の資格を有し一定の研修を修了することの要件が設けられているが、 そのうち研修要件に関しては、福祉教科の高校教員免許状を有する者であって一定 の間に福祉系高校の教員となった者については、平成 29 年度末までの経過措置と して当該研修を修了したものとみなすこととされている。当該経過措置期間につい て、現在、文部科学省とも相談しつつ、当該経過措置期間の延長等をするための関 係法令の改正を今年度内に行うことを検討しているところである。詳細は別途お示 しするが、あらかじめご承知おきいただきたい。

# 5 その他の福祉・介護人材確保の推進

# ① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

# ② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部(2学科)、大学院(博士前期・後期課程)、専門職大学院(福祉マネジメント研究科)及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

#### ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識

・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、平成26年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、 各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

# ○ 専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成30年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(Tex 042-496-3000)

# (1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成30年3月3日(土)	平成30年1月15日(月)~2月14日(水)
平成30年3月18日(日)	平成30年2月27日(火)~3月9日(金)

# (2)一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成30年3月3日(土)	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ~ 2 月 14 日 (水)

#### イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス(東京都清瀬市)及び文京キャンパス (東京都文京区)において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

% URL : http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html

# ③ 行政手続コストの削減について

行政手続のコスト削減については、「行政手続部会取りまとめ~行政手続コストの削減に向けて~」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)及び「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、事業者ニーズを踏まえた行政手続コスト削減の考え方として、行政手続簡素化の3原則(①行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)、②同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則、③書式・様式の統一))が示され、各省庁は基本計画を策定し、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされた。

基本計画では、行政手続のうち件数の多い主なものについて当該行政手続コストにかかる削減方策等が定められ、その中で登録喀痰吸引等事業者の登録申請等に係る手続についてもコスト削減に向けた取組が求められている。このため、都道府県におかれては、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録申請、名称等の変更の届出、喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出といった行政手続に関して、以下の取組に努めていただき、行政手続コストの削減の推進を図られたい。

- ・ 申請や届出に係る書類の提出方法について、窓口における手続対応が必要な場合や事業者の意向等の場合を除き、可能な限り郵送や電子申請での方法によること。
- ・ 手続に必要な提出書類について、必要以上に不要な添付書類の提出を求めない こと。
- ・ 申請書や届出書等の様式に係る記入例を作成するとともに、その充実、改善に 努めること。
- ・ 申請や届出に係る手続に関する申請者等からの相談に関し、可能な限り相談対 応体制の充実に努めること。
- ・ 申請に対する処分に関し、標準処理期間を定めるとともに、ホームページにおいて公表すること。
- ・ 登録申請があった際、可能な限り早期に審査処理を行い処理期間の短縮に努めること。

また、申請者から電話等により審査に係る進捗状況の問い合わせがあった場合に

は、当該状況について情報提供(回答)を行うこと。

# ④ 職業安定法の改正による職業紹介事業者に関する情報提供について

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年3月31日成立)により、平成30年1月1日から、職業紹介事業者は厚生労働省の「人材サービス総合サイト」において、職業紹介の実績等の情報提供を行うことが義務付けられた(※)。具体的には、無期雇用労働者のうち就職から6ヶ月以内に離職した者(解雇された者を除く。)の数等の情報提供が義務付けられたところであり、無料職業紹介事業者である都道府県福祉人材センターにおいては、職業紹介を行った者に係る就職6ヶ月後の状況を把握し、情報提供を行う必要がある。

このため、職業紹介を行った者の就職6ヶ月後の状況を円滑に把握できるよう、 福祉人材システム(COOL システム)の改修を行う予定であるが、それまでの間については、各施設・事業所から都道府県福祉人材センターに対して、当該センターを介して就職した者の6ヶ月後の状況を情報提供するよう依頼するなど、都道府県福祉人材センターが行う円滑な情報提供にご協力いただくよう、管内の施設・事業所に対して周知願いたい。

\* http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171018\_2.pdf

# 第2 外国人介護人材の受入れについて

# 1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3ヵ国から、これまで3,529人の介護福祉士候補者(以下「EPA介護福祉士候補者」という。)を受け入れ、544名が資格を取得している。(平成29年10月1日現在)

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家 試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試 験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

# (i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、 学習環境の整備のための経費について補助を行う(定額:候補者1人当たり年間 23.5万円以内)。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う(定額:1受入れ施設当たり8.0万円以内)。

更に、平成 28 年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う(定額:候補者1人当たり年間9.5万円以内、1回限り)。

#### (ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

# イ 平成30年度の受入れスケジュール

平成 30 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ 最大 300 人の受入れ枠となっており、受入れ調整機関である(公社)国際厚生事業 団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 30 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

# ウ EPA 介護福祉士の就労範囲への訪問系サービスの追加について

EPA 介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示の改正を行い、平成 29 年 4 月から EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加した。

# 2 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与等について

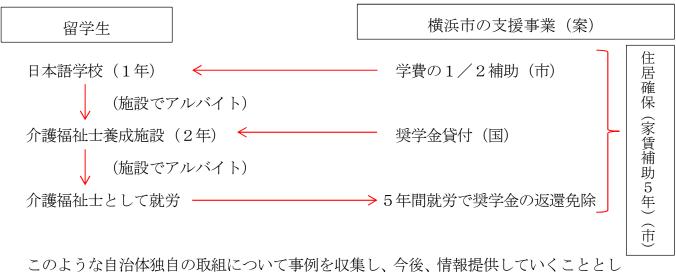
介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成28年11月18日に成立し、同月28日に公布され、平成29年9月1日から施行された。

また、円滑に留学生を受け入れられるよう、平成29年度補正予算において、介護福祉士修学資金の充実を図っているほか、平成30年度予算案において、介護福祉士を目指す留学生等の日常生活に関する相談支援等の体制を整備する事業(詳細は連絡事項の「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業」を参照)を盛り込んでいる。

さらに、「地域医療介護総合確保基金」に、介護福祉士を目指す留学生向けに奨学金等を支給する介護施設等に対する補助(※)や介護福祉士資格の取得を目指す留学生と介護施設、介護福祉士養成施設等をマッチングする事業者に対する補助などの支援事業を新たなメニュー事業として追加する予定である。(詳細は連絡事項の「介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業の創設」を参照)

# (※) 留学生支援のスキーム例(横浜市における取組み)

ベトナムの市、大学、職業訓練校と連携して、介護福祉士資格の取得を目指す留学生を横浜市に受け入れることを目指し、国の補助も活用しながら日本語学校や介護福祉士養成施設の学費支援を実施するほか、市独自に家賃補助などの住居確保策を講じるなど、留学生の生活面のサポートを行う予定。(平成30年度~)



このような自行体独自の取組について事例を収集し、万後、情報延供していてこととしたい。

# 3 技能実習制度への介護職種の追加について

平成29年11月1日に介護職種が追加された技能実習制度については、同年9月29日 に介護職種の固有要件を告示した。技能実習生の受入れに向けて、現在、技能実習機構に おいて、監理団体からの許可申請、実習実施者からの技能実習計画の認定申請に基づき、 審査等を行っている。

また、技能実習生の技能の修得等が円滑に行われるよう、実習実施者における標準的な日本語学習プログラムや自己学習のためのWEBコンテンツの開発などを行い、技能実習生の日本語学習環境の整備を行っている。

- ※ 技能実習における介護職種の申請等の状況
  - ・監理団体許可 (平成30年2月15日現在) 申請219件、うち許可155件
  - ・技能実習計画認定(平成30年2月15日現在) 申請 30件、うち認定 0件

# 4 介護福祉士国家試験に合格した技能実習生等への在留資格「介護」の付与について

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、介護分野における技能実習等で3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格し、介護福祉士資格を取得した外国人に在留資格「介護」を認めることとされたところ、今後、関係省庁と連携して、具体的な内容について検討を進める。